

第 28 号議案

中野区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

上記の議案を提出します。

令和 5 年（2023 年）7 月 21 日

提出者 中野区教育委員会教育長 入野 貴美子

（提案理由）

中野区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例等の改正に伴う規定整備等を行う必要がある。

中野区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

(中野区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 中野区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成12年中野区教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「で当該」を「又はパートナーシップ関係（双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した2者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める2者間の関係をいう。）の相手方（以下「パートナーシップ関係の相手方」という。）で当該」に、「及び第7号」を「、第7号及び第11号」に改め、同条第5項第5号中「配偶者」の次に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加え、同条第9項中「でなくなった」を削り、「と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」を「が当該請求をした職員の条例第18条第1項に規定する配偶者、父母、子、配偶者の父母その他教育委員会規則で定める者」に改める。

第8条の2第10項中「でなくなった」を削り、「と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」を「が当該請求をした職員の条例第18条第1項に規定する配偶者、父母、子、配偶者の父母その他教育委員会規則で定める者」に改める。

第22条第3項各号及び第4項中「配偶者」の次に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加える。

第23条第1項中「パートナーシップ関係（双方又はいずれか一

方が性的マイノリティであって、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した2者間の関係その他の配偶者に相当すると任命権者が認める2者間の関係をいう。)の相手方(以下「パートナーシップ関係の相手方」という。)」を「パートナーシップ関係の相手方」に改める。

第30条第1項中「の各号」を削り、「まで」の次に「、第8号及び第9号」を加える。

別記様式第4号及び別記様式第5号を次のように改める。

別記様式第5号（第8条、第8条の2関係）

深夜勤務制限・超過勤務制限に係る状況変更届

年 月 日届出

殿

所属
氏名

次のおり 深夜における勤務の制限 子の養育
 超過勤務の制限 要介護者の介護
に係る

の状況について変更が生じたので届け出ます。

1 届出の事由

(1)養育の状況の変更

- 子が死亡した
 職員の子でなくなった
(離縁 養子縁組の取り消し 家事審判事件の終了
 児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置の解除)
 同居しなくなった
 職員の配偶者又はパートナーシップ関係の相手方で子の親であるものが深夜に
おいて常態として当該子を養育できる者に該当することとなった
 上記以外の事由により請求できる職員に該当しなくなった
(理由：)

(2)介護の状況の変更

- 要介護者が死亡した
 要介護者が職員の条例第18条第1項に規定する配偶者、父母、子、配偶者の
父母その他教育委員会規則で定める者でなくなった
(理由：)

2 届出の事由が発生した日

年 月 日

(注) 1について

(1)中「職員の配偶者又はパートナーシップ関係の相手方で子の親であるものが深夜において常態として当該子を養育できる者に該当することとなった」は、深夜の勤務制限の承認を受けている場合において、状況が変更したときのみにレ印を記入すること。

(中野区立幼稚園教育職員の住居手当に関する規則の一部改正)

第2条 中野区立幼稚園教育職員の住居手当に関する規則(平成12年中野区教育委員会規則第15号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項各号中「家族」を「世帯の構成員」に改める。

(中野区立小学校及び中学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部改正)

第3条 中野区立小学校及び中学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則(平成29年中野区教育委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「で当該」を「又はパートナーシップ関係(双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常生活において継続的に協力し合うことを約した2者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める2者間の関係をいう。)の相手方(以下「パートナーシップ関係の相手方」という。)で当該」に、「及び第7号」を「、第7号及び第11号」に改め、同条第5項第5号中「配偶者」の次に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加え、同条第9項中「でなくなった」を削り、「と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」を「が当該請求をした職員の条例第18条第1項に規定する配偶者、父母、子、配偶者の父母その他教育委員会規則で定める者」に改める。

第8条第10項中「でなくなった」を削り、「と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」を「が当該請求をした職員の条例第18条第1項に規定する配偶者、父母、子、配偶者の父母その他教育委員会規則で定める者」に改める。

第23条第3項各号及び第4項中「配偶者」の次に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加える。

第24条第1項中「パートナーシップ関係（双方又はいずれか一方が性的マイノリティであって、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した2者間の関係その他の配偶者に相当すると任命権者が認める2者間の関係をいう。）の相手方（以下「パートナーシップ関係の相手方」という。）」を「パートナーシップ関係の相手方」に改める。

第34条第1項中「の各号」を削り、「まで」の次に「、第8号及び第9号」を加える。

別記様式第4号及び別記様式第5号を次のように改める。

深夜勤務制限・超過勤務制限請求書

請求年月日		年	月	日	
殿					
次のとおり	<input type="checkbox"/> 養育 <input type="checkbox"/> 介護	のため	<input type="checkbox"/> 深夜における勤務の制限 <input type="checkbox"/> 超過勤務の制限 （中野区立小学校及び中学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例 <input type="checkbox"/> 第10条 <input type="checkbox"/> 第11条）	を請求します。	
請求者 所属 氏名					
1 請求に係る子又は要介護者	氏名	年月日生 <input type="checkbox"/> 出産予定日 年月日	養子縁組の効力が生じた日	続柄等	年月日
2 職員の配偶者又はパートナーシップ関係の相手方で当該子の親である者の有無及び状況	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 深夜において就業している <input type="checkbox"/> 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上的の障害により養育が困難である <input type="checkbox"/> 産前8週間（多胎妊娠の場合にあっては、16週間）又は産後8週間以内である			
3 要介護者の状態及び具体的な介護の内容					
4 請求に係る期間	深夜勤務の制限	年月日～年月日 <input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他（ ）			
	超過勤務の制限	年月日～ <input type="checkbox"/> 1年 <input type="checkbox"/> 月（12月に満たないものに限る。）			
（注） 1 について ①「続柄等」欄には、請求に係る子又は要介護者の請求者との続柄等（請求に係る子が規則第7条第2項に規定する特別養子縁組の成立前の監護対象者等に該当する場合にあっては、その事実）を記入すること。 ②「生年月日」欄は、子を養育するための請求の場合のみ記入すること。なお、請求に係る子が請求の際に出生していない場合には、「生年月日」欄に出産予定日を記入し、出産予定日の□にレ印を記入すること。 ③「養子縁組の効力が生じた日」欄は、子を養育するための請求の場合のみ記入すること。 2 について ①この欄は、子を養育するために深夜勤務の制限を請求する場合のみ記入すること。 ②「深夜において就業している」とは、深夜における就業日数が1月に3日を超えることをいう。 ③該当する□には、レ印を記入すること。 3 について この欄は、要介護者を介護するために請求する場合のみ記入すること。 4 について 子を養育するために深夜勤務の制限を請求する場合には、当該請求に係る子が満6歳に達する日以後の最初の3月31日以前の日を制限終了日として請求すること。					

深夜勤務制限・超過勤務制限に係る状況変更届

年 月 日届出

殿

所属
氏名

次のおり 深夜における勤務の制限 子の養育
 超過勤務の制限 要介護者の介護
に係る

の状況について変更が生じたので届け出ます。

1 届出の事由

(1) 養育の状況の変更

- 子が死亡した
- 職員の子でなくなった
(離縁 養子縁組の取り消し 家事審判事件の終了
 児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置の解除)
- 同居しなくなった
- 職員の配偶者又はパートナーシップ関係の相手方で子の親であるものが
深夜において常態として当該子を養育できる者に該当することとなった
- 上記以外の事由により請求できる職員に該当しなくなった
(理由：)

(2) 介護の状況の変更

- 要介護者が死亡した
- 要介護者が職員の条例第18条第1項に規定する配偶者、父母、子、
配偶者の父母その他教育委員会規則で定める者でなくなった
(理由：)

2 届出の事由が発生した日

年 月 日

(注) 1 について

(1)中「職員の配偶者又はパートナーシップ関係の相手方で子の親であるものが深夜において常態として当該子を養育できる者に該当することとなった」は、深夜の勤務制限の承認を受けている場合において、状況が変更したときのみにレ印を記入すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。